

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道人事委員会規則

○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（2件）……………	2
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	4
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	5
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	7
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………	8
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（2件）……………	8
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………	8
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	9

道人事委員会告示

○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	9
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	10
○準特地部局の指定の一部改正……………	10
○北海道職員給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正……………	11

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1501

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第2号中「及び診療エックス線技師」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1502

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）の一部を次のように改正する。
第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して3年を経過していないもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
- （2）新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該学校又は共同調理場に異動したことに伴って住居を移転したものとなるもの

第7条第2項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第6条とする。

- （1）前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額
- （2）前項第2号に掲げる職員 当該職員が適用日前から職員として引き続き勤務していたものとした場合に前項（第1号に係る部分に限る。）及びこの項（前号に係る部分に限る。）

る。)の規定により指定日以降へき地手当に準ずる手当が支給されることとなる期間及び額

第8条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条第3項中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第8条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附則第2項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附則第3項中「第8条第4項各号」を「第7条第4項各号」に改める。

附則第4項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

附則第5項中「第8条第5項各号」を「第7条第5項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のへき地手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)

2 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2-45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第46号中「第5条」を「第4条」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1503

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-137)の一部を次のように改正する。

附則別表第2条第3項の職を占める職員の欄中

40,700 円	49,000 円
40,700	49,000
40,700	49,000
40,700	49,000
40,700	49,000
40,700	49,000

40,700	49,000
37,900	46,200
35,100	43,400
32,300	40,600
29,500	37,800
26,700	35,000
23,900	32,200
21,100	29,400
18,300	26,600
15,500	23,800
12,700	21,000
9,900	18,200
7,100	15,400
4,300	12,600

を に改める。

別表第2条第3項の職を占める職員の欄中

58,100 円	70,000 円
58,100	70,000
58,100	70,000
58,100	70,000
58,100	70,000
58,100	70,000
58,100	70,000
58,100	70,000
54,100	66,000
50,100	62,000
46,100	58,000
42,100	54,000
38,100	50,000
34,100	46,000
30,100	42,000
26,100	38,000
22,100	34,000
18,100	30,000
14,100	26,000

を に改める。

10,100	22,000
6,100	18,000

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1504

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条の2」を「第8条の2及び第8条の3」に、「第9条の2」を「第9条の2及び第9条の3」に、「及び」を「並びに」に、「第10条」を「第10条及び第10条の2」に、「初任給調整手当」を「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」に改める。

第2条の見出し中「支給」を「第1種初任給調整手当の支給」に改める。

第3条の見出し中「職員」を「第1種初任給調整手当を支給される職員」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条第1号中「旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者」にあっては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第4条及び第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第6条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「別表」を「別表第1」に改め、「育児短時間勤務職員等」の次に「（第14条において「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「規定する勤務時間」の次に「（第14条において「1週間当たりの勤務時間」という。）」を加え、「（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）」を削り、同条第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「。以下「外国派遣条例」という。」を削り、「別表」を「別表第1」に改め、「とし、外国派遣条例附則第3条第1項の職員にあっては、休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間に引き続き派遣の期間を含むもの」を削り、同条第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「別表」を「別表第1」に改める。

第7条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第8条の見出し中「支給」を「第1種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条の見出し中「支給要件」を「第1種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「第3条第1号に規定する」を削る。第10条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額）

第11条 道職員給与条例第8条の3第1項、学校職員給与条例第9条の3第1項及び警察職員給与条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（これらの項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 道職員給与条例第5条第10項、学校職員給与条例第6条第10項又は警察職員給与条例第6条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、道職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項又は警察職員給与条例第6条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、道職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項又は警察職員給与条例第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに道職員給与条例第5条第2項、第3項、第5項及び第6項、学校職員給与条例第6条第2項、第3項、第5項及び第6項及び警察職員給与条例第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第2種初任給調整手当の基準額）

第12条 道職員給与条例第8条の3第1項、学校職員給与条例第9条の3第1項及び警察職員給与条例第10条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第2に掲げる額とする。

（第2種初任給調整手当の支給期間の終期）

第13条 道職員給与条例第8条の3第1項、学校職員給与条例第9条の3第1項及び警察職員給与条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（これらの項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第2種初任給調整手当の支給額）

第14条 道職員給与条例第8条の3第2項、学校職員給与条例第9条の3第2項及び警察職

員給与条例第10条の2第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に道職員勤務時間等条例第2条第3項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に道職員勤務時間等条例第2条第2項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数を、道職員勤務時間等条例第2条第4項又は学校職員勤務時間等条例第2条に規定する任期付短時間勤務職員にあっては当該額に道職員勤務時間等条例第2条第4項又は学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を1週間当たりの勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第15条 道職員給与条例第8条の3第3項、学校職員給与条例第9条の3第3項及び警察職員給与条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして道職員給与条例第8条の3第1項、学校職員給与条例第9条の3第1項又は警察職員給与条例第10条の2第1項の規定を適用するとしたならばこれらの項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

附則第3項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の表を加える。

別表第2（第12条関係）

職員の在勤する地域	基準額
北海道	1,075 円
東京都	1,226
愛知県	1,140
大阪府	1,177

附 則

令和8年（2026年）3月31日（火曜日）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

2 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第7条中「初任給調整手当」を「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。第13条の2第1号及び第22条の2第2項第1号において同じ。）」に改める。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1505

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。別表第1アの表本庁の項中「課又は室」を「局、課又は室」に改め、同表心身障害者総合

相談所の項中 「副所長 2種」 を 「副所長 医療参事 2種」 に改める。

別表第1ウの表警察本部の項中「組織犯罪対策局長」を「局長」に改め、同表方面本部の

「調査官 留置管理官 監査室長」 を 「調査官 監査室長」 に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1506

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。第8条第2号中「以上」の次に「（18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）にあっては、年額150万円以上）」を加える。

第27条第2項第1号中「人事委員会の定める法人において、」を削る。

第28条第1項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第2項中「の規定を準用」を「に掲げる期間に相当する期間を除算」に改める。

第28条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第29条の6第2項第3号中「人事委員会の定める法人において、」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1507

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284）の一部を次のように改正する。

第3条中「第16条第3項」を「第19条第3項」に改め、同条第3号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは道職員給与条例第11条第5項、学校職員給与条例第10条の2の4第5項又は警察職員給与条例第13条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第4号中「職員たる」を「職員である」に改める。

第4条第1項中「職員たる」を「職員である」に改め、「こと」の次に「若しくは第16条に定める駐車場等である要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第8条第1項中「第8条の2第2号」を「第8条の4第2号」に改め、同項第1号中「道職員給与条例第11条第8項、学校職員給与条例第10条の2の4第8項及び警察職員給与条例第13条第8項」を「道職員給与条例第11条第9項、学校職員給与条例第10条の2の4第9項及び警察職員給与条例第13条第9項」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第8条の2第2号中「自動車等に係る手当額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に道職員給与条例第11条第5項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第5項第1号及び警察職員給与条例第13条第5項第1号に定める額（次号において「駐車場等に係る手当額」という。）を加算した額）」を加え、同条第3号中「手当額未満」を「手当額（駐車場等利用職員にあっては、その額に駐車場等に係る手当額を加算した額）未満」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 道職員給与条例第11条第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項

第2号及び警察職員給与条例第13条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,600円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第8条の3 道職員給与条例第11条第2項第3号（北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下この項において「育児休業条例」という。）第15条第1項若しくは第23条第3項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下この項において「任期付職員条例」という。）第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号（育児休業条例第15条第2項若しくは第23条第4項又は任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び警察職員給与条例第13条第2項第3号（育児休業条例第15条第3項若しくは第23条第5項又は任期付職員条例第10条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の人事委員会規則で定める職員は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

2 道職員給与条例第11条第2項第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号及

び警察職員給与条例第13条第2項第3号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第12条第3項中「第8条第1項（第3号を除く。）及び第2項」を「第8条（第1項第3号を除く。）」に、「第16条第4項」を「第19条第4項」に改める。

第15条第2項第2号ア中「当該転居等」を「前項第1号に規定する配偶者の住居又は同項第2号ア若しくはイに掲げる事由の発生」に改める。

第19条を第25条とし、第18条を第24条とする。

第17条の4第1項中「第17条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第17条の3第1項中「道職員給与条例第11条第8項、学校職員給与条例第10条の2の4第8項及び警察職員給与条例第13条第8項」を「道職員給与条例第11条第9項、学校職員給与条例第10条の2の4第9項及び警察職員給与条例第13条第9項」に改め、同条を第22条とする。

第17条の2第1項中「道職員給与条例第11条第7項、学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び警察職員給与条例第13条第7項」を「道職員給与条例第11条第8項、学校職員給与条例第10条の2の4第8項及び警察職員給与条例第13条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第3号中「第17条の4第2項」を「第23条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「道職員給与条例第11条第7項、学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び警察職員給与条例第13条第7項」を「道職員給与条例第11条第8項、学校職員給与条例第10条の2の4第8項及び警察職員給与条例第13条第8項」に改め、同条を第21条とする。

第17条を第20条とする。

第16条第1項中「第17条の2第2項第2号及び第18条」を「第21条第2項第2号及び第24条」に改め、同条第4項中「道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項」を「道職員給与条例第11条第7項、学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び警察職員給与条例第13条第7項」に、「第8条の2第3号」を「第8条の4第3号」に、「第8条の2第2号」を「第8条の4第2号」に、「除く。」及び「を除く。）」に、「合計額」を「合計額」並びに道職員給与条例第11条第5項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第5項第1号及び警察職員給与条例第13条第5項第1号に定める額」に、「第17条の2第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第15条の次に次の3条を加える。

（駐車場等の要件）

第16条 道職員給与条例第11条第5項、学校職員給与条例第10条の2の4第5項及び警察職員給与条例第13条第5項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当す

ることとする。

(1) 勤務庁の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車等を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは道職員給与条例第9条第2項、学校職員給与条例第10条第2項若しくは警察職員給与条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第17条 道職員給与条例第11条第5項、学校職員給与条例第10条の2の4第5項及び警察職員給与条例第13条第5項の人事委員会規則で定める職員は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第18条 道職員給与条例第11条第5項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第5項第1号及び警察職員給与条例第13条第5項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第70号)第2条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第11条第5項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第71号)第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)第10条の2の4第5項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。))及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年北海道条例第73号)の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)第13条第5項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用しての職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日においてこれらの項の職員である要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1508

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-285)の一部を次のように改正する。
第2条の2第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 災害対応に係る情報連絡等の業務で人事委員会が認めるもの

第3条第1項第3号中「第3項」の次に「(第4号を除く。))」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前条第3項第4号に規定する宿直勤務又は日直勤務については、5,600円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正)
- 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則(北海道人事委員会規則2-45)の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第48号中「第2条の2第3項第1号及び第3号」を「第2条の2第3項第1号、第3号及び第4号」に改める。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1509

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(北海道人事委員会規則7-357)の一部を次のように改正する。

別表イの表札幌の項中「石狩市浜益区浜益」を「石狩市浜益」に、

「日高町字厚賀町 平取町字荷負	門別警察署厚賀駐在所 門別警察署荷負駐在所	」を
「日高町字厚賀町	門別警察署厚賀駐在所	」に改め、

同表函館の項中

「せたな町大成区都 せたな町大成区宮野	せたな警察署大成駐在所 せたな警察署宮野駐在所	」を
「せたな町大成区都	せたな警察署大成駐在所	」に改め、

同表旭川の項中「豊富町字上サロベツ西14線」を「豊富町字上サロベツ」に改め、同表釧路

の項中「池田警察署大津駐在所
池田警察署厚内駐在所」を「帯広警察署大津駐在所
帯広警察署厚内駐在所」に、

「根室市厚床1丁目 別海町西春別幸町	根室警察署厚床駐在所 中標津警察署西春別駐在所	」を
「根室市厚床1丁目	根室警察署厚床駐在所	」に、

「池田警察署上浦幌駐在所」を「帯広警察署上浦幌駐在所」に改め、同表北見の項中

「置戸町字安住 佐呂間町字浜佐呂間	北見警察署勝山駐在所 遠軽警察署浜佐呂間駐在所	」1級地を
「佐呂間町字浜佐呂間	遠軽警察署浜佐呂間駐在所	」1級地に、

「興部警察署西興部駐在所」 「紋別警察署西興部駐在所」

興部警察署上興部駐在所 を 紋別警察署上興部駐在所 に改める。
興部警察署幌内駐在所 」 紋別警察署幌内駐在所 」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1510

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7-404）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「栄養士」の次に「及び管理栄養士」を加え、「診療エックス線技師」を削り、「きゅう師」の次に「柔道整復師」を加え、「及び作業療法士」を「並びに作業療法士」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1511

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第2クの表中 「栄養士 衛生検査技師」を 「管理栄養士 衛生検査技師」に改め、同表診療エックス線技師の部を削り、同表備考第1項中「栄養士」の次に「管理栄養士」を加え、「診療エックス線技師」を削り、「取得した時」の次に「（管理栄養士で栄養士免許を有する職員にあっては、栄養士免許を取得した時）」を加える。

別表第6クの表中 「栄養士 衛生検査技師」を 「管理栄養士 衛生検査技師」に改め、同表診療エックス線技師の部を削り、同表歯科衛生士の部中

「 _____ 」

「短大3卒 1級17号俸」を

大学卒	2級1号俸
短大3卒	1級17号俸

 に改め、

同表歯科技工士の部中

「短大3卒 1級17号俸」を

大学卒	2級1号俸
短大3卒	1級17号俸

 に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1512

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表6級の部部に属する出先機関の項中「動物愛護センター次長」の次に「北海道博物館課長」を加え、同表7級の部本庁の項中「課又は室」を「局、課又は室」に改める。

別表第1イの表7級の部方面本部の項中「留置管理官」を削り、同表9級の部警察本部の項中「組織犯罪対策局長」を「局長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則7-1513

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1484）の一部を次のように改正する。

附則第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 13パーセント級地 100分の13

(4) 4パーセント級地 100分の4

附則別表北海道の項中「3パーセント級地」を「4パーセント級地」に改め、同表愛知県の項中「14パーセント級地」を「13パーセント級地」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則14-87

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「室センター所長」を「局センター所長 室センター所長」に改め、同部心身障害者総合相談所の項中「課長」を「医療参事 課長」に改め、同表教育庁の部教育局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表備考第2項中「室の長」の次に「をいい、局センター所長とは、局に置かれるセンターの所長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第2号

令和3年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

石狩振興局の項中

石狩市厚田区厚田	厚田学園	3	を
石狩市浜益区浜益	浜益中学校	3	
石狩市浜益区柏木	浜益小学校	3	
石狩市厚田	厚田学園	3	に改め、
石狩市浜益	浜益学園	3	

後志総合振興局の項中

古平町大字御崎町	小樽水産高等学校古平栽培漁業実習場	1	を
赤井川村字都	都小学校	2	

古平町大字御崎町	小樽水産高等学校古平栽培漁業実習場	1	に改め、
----------	-------------------	---	------

日高振興局の項中

浦河町荻伏町	荻伏小学校	1	を
浦河町荻伏町	荻伏中学校	1	

浦河町荻伏町	荻伏小学校	1	に、
--------	-------	---	----

浦河町字西幌別	浦河東部小学校	1	を
浦河町字西幌別	浦河第二中学校	1	

浦河町字西幌別	浦河東部小学校	1	に改め、
---------	---------	---	------

上川総合振興局の項中

士別市上士別町	士別東高等学校	1	を
士別市温根別町南2線通	温根別小学校	1	

士別市上士別町	士別東高等学校	1	に、
---------	---------	---	----

音威子府村字音威子府	音威子府中学校	2	を
------------	---------	---	---

音威子府村字音威子府	音威子府中学校	2	に改め、
音威子府村字音威子府	音威子府村立学校給食共同調理場	2	

留萌振興局の項中

羽幌町南5条5丁目	羽幌小学校	1	を
羽幌町南5条5丁目	羽幌町市街地区学校給食センター	1	

羽幌町南5条5丁目	羽幌小学校	1	に改め、
-----------	-------	---	------

宗谷総合振興局の項中

「 中頓別町字中頓別 中頓別町字中頓別	中頓別小学校 中頓別中学校	2 2	を
「 中頓別町字中頓別	中頓別学園	2	に改め、

オホーツク総合振興局の項中

「 置戸町字拓殖 佐呂間町字浜佐呂間	置戸中学校 浜佐呂間小学校	1 2	を
「 置戸町字拓殖	置戸中学校	1	に改め、

十勝総合振興局の項中

「 更別村字更別南3線	更別村学校給食センター	1	を
「 更別村字更別南1線	更別村学校給食センター	1	に、
「 浦幌町字宝生 浦幌町字宝生	上浦幌中央小学校 上浦幌中学校	2 2	を
「 浦幌町字宝生	上浦幌学園	2	に改め、

釧路総合振興局の項中

「 釧路市音別町中園2丁目 釧路市音別町中園2丁目	音別小学校 音別中学校	1 1	を
「 釧路市音別町中園2丁目	音別義務教育学校	1	に改め、

根室振興局の項中

「 別海町上風連 別海町西春別宮園町 別海町西春別本久町	上風連中学校 西春別小学校 西春別中学校	3 3 3	を
「 別海町上風連	上風連中学校	3	に、

「 標津町南2条西5丁目 羅臼町八木浜町	標津高等学校 春松小学校	1 2	を
「 標津町南2条西5丁目	標津高等学校	1	に、

「羅臼小学校」を「知床未来小学校」に改める。

北海道人事委員会告示第3号

令和3年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行し、この告示による改正後の令和3年北海道人事委員会告示第12号釧路総合振興局の項の規定は令和7年4月1日から、宗谷総合振興局の項の規定は同年11月25日から適用する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

宗谷総合振興局の項中「稚内市宝来5丁目」を「稚内市宝来4丁目」に改め、十勝総合振興局の項中

「 中札内村東5条南1丁目 幕別町字途別	中札内高等養護学校 途別小学校		を
「 中札内村東5条南1丁目	中札内高等養護学校		に改め、

釧路総合振興局の項中

「 釧路市阿寒町富士見1丁目 釧路市阿寒町中央3丁目	阿寒小学校 釧路市阿寒町学校給食センター		を
「 釧路市阿寒町富士見1丁目	阿寒小学校		に改める。

北海道人事委員会告示第4号

令和4年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

イの表札幌の項中「石狩市厚田区厚田」を「石狩市厚田」に、「芦別警察署頼城駐在所」を「滝川警察署頼城駐在所」に改め、同表函館の項中

「鹿部町字宮浜 森警察署鹿部駐在所
森町字本茅部町 森警察署石谷駐在所」を

「鹿部町字宮浜 森警察署鹿部駐在所」に、
「木古内警察署涌元駐在所」を「函館中央警察署涌元駐在所」に、

「厚沢部町鶉町 江差警察署鶉駐在所
厚沢部町館町 江差警察署館駐在所」を

「厚沢部町鶉町 江差警察署鶉駐在所」に改め、

同表釧路の項中

「標茶町字標茶 弟子屈警察署標茶駐在所
標茶町字熊牛原野15線西 弟子屈警察署磯分内駐在所」を

「標茶町字標茶 弟子屈警察署標茶交番」に、

「池田警察署高島駐在所」を「帯広警察署高島駐在所」に、「池田警察署豊頃駐在所」を「帯広警察署豊頃駐在所」に、「池田警察署浦幌駐在所」を「帯広警察署浦幌駐在所」に、「池田警察署吉野駐在所」を「帯広警察署吉野駐在所」に改め、同表北見の項中「興部警察署」を「紋別警察署興部分庁舎」に、「興部警察署沙留駐在所」を「紋別警察署沙留駐在所」に、「興部警察署雄武駐在所」を「紋別警察署雄武駐在所」に改める。

北海道人事委員会告示第5号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

第5項第2号及び第7号中「栄養士」の次に「管理栄養士」を加える。